



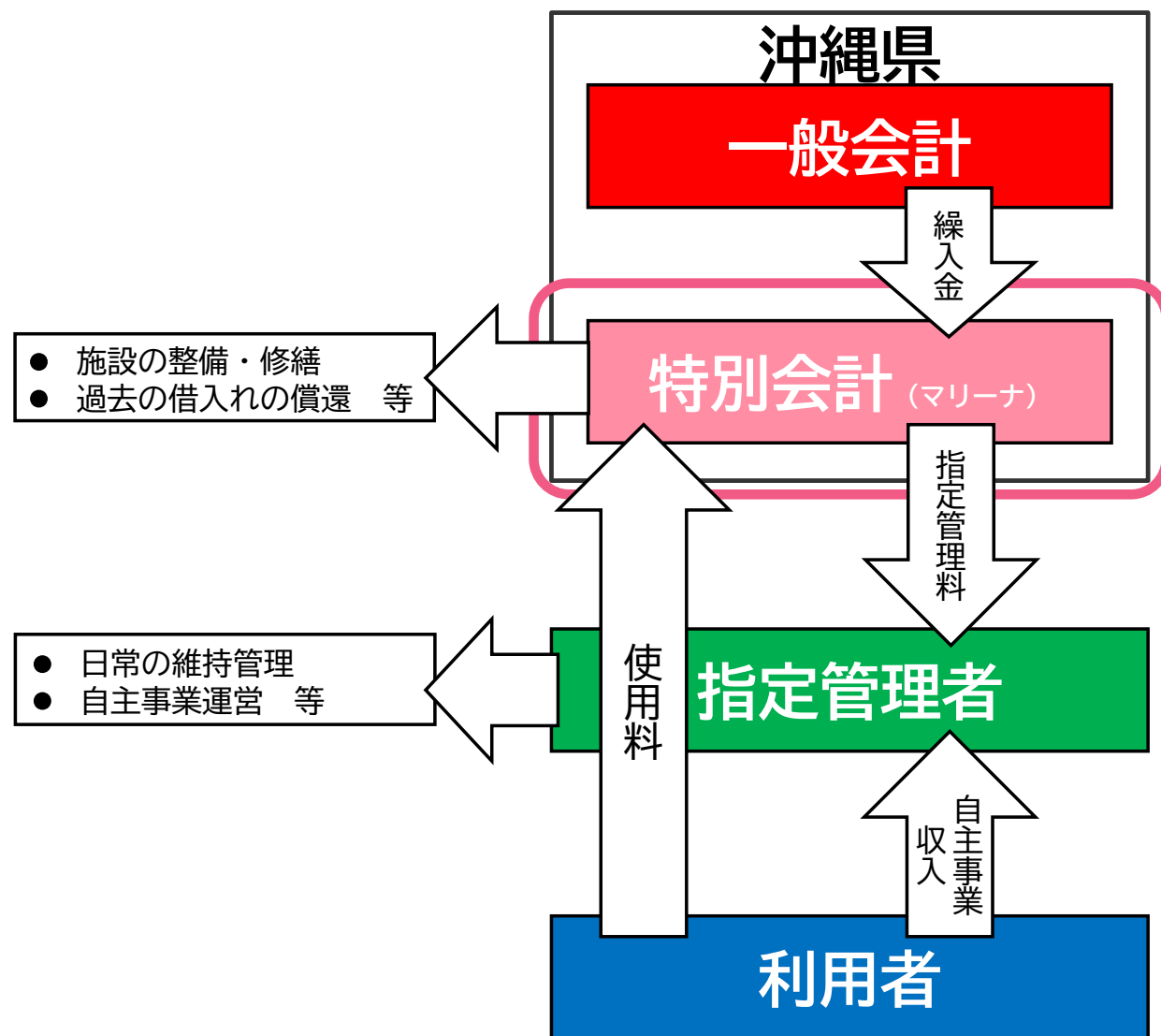
2025年8月27日

宜野湾港マリーナ 利用者説明会

※数字には仮定のものがあります。
※四捨五入の関係で、合計が一致しないことがあります。



沖縄県特別会計・指定管理者の関係について



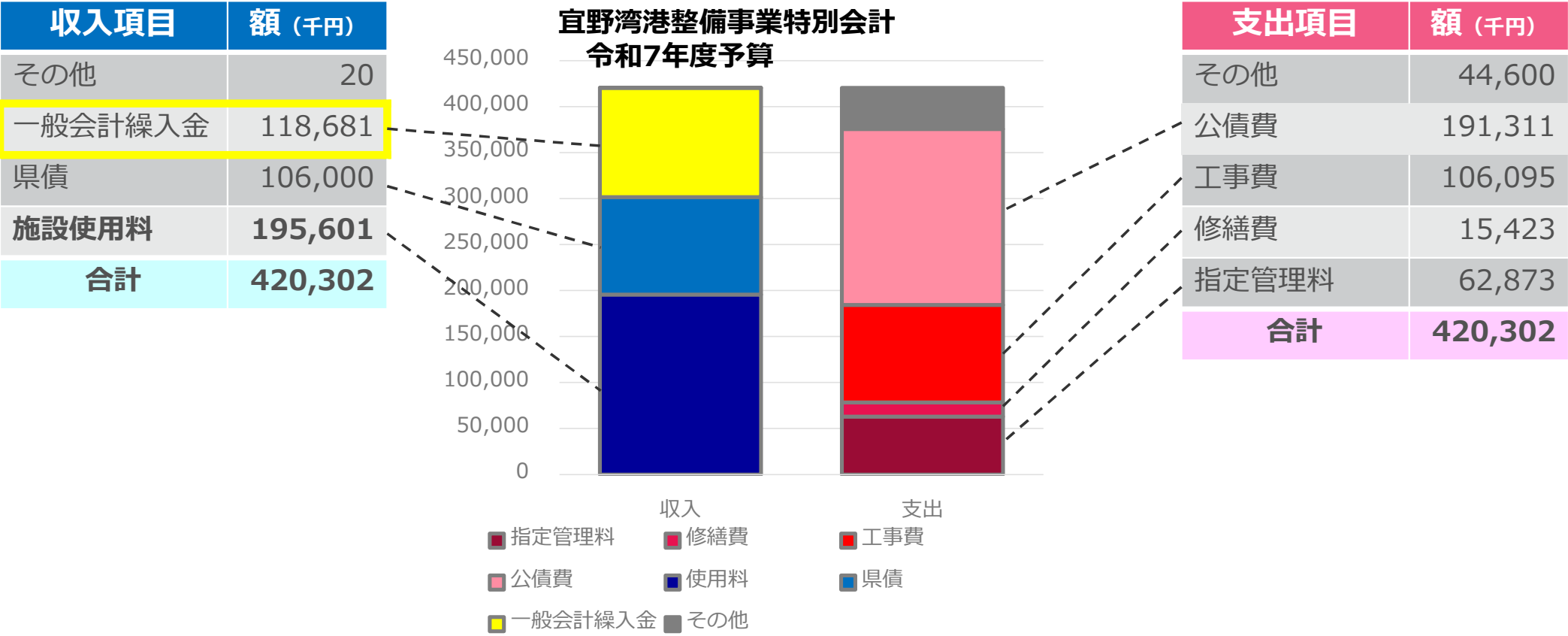
特別会計について

- 沖縄県のマリーナは「**特別会計**」という、県全体（一般会計）から独立した別の会計で運営されています。
- **利用者**のみなさまからの**使用料は、全額が特別会計**に入ります。
- **特別会計**では以下を実施します。
 - **指定管理者**への指定管理料支払
 - 施設の修繕工事
 - 過去の借り入れの償還（返済） 等
- 使用料のみでは支出額に不足するため、**一般会計**から繰入れを行っています。

指定管理者の会計について

- **指定管理者**は、**特別会計**から受け取った指定管理料に加え、独自の事業（自主事業）を実施し、これら収入でマリーナの維持管理を実施しています。
- これは、**特別会計**とは完全に独立しています。使用料収入が増えても、指定管理者の収入は変化しません。

マリーナを運営する特別会計について



- 支出合計約4億2千万円に対し、施設使用料収入は約2億円
- 一般会計からの繰入（約1.2億円）を解消するためには施設使用料の増収が不可欠

※借換債110,140千円を除く。

参考：指定管理区域

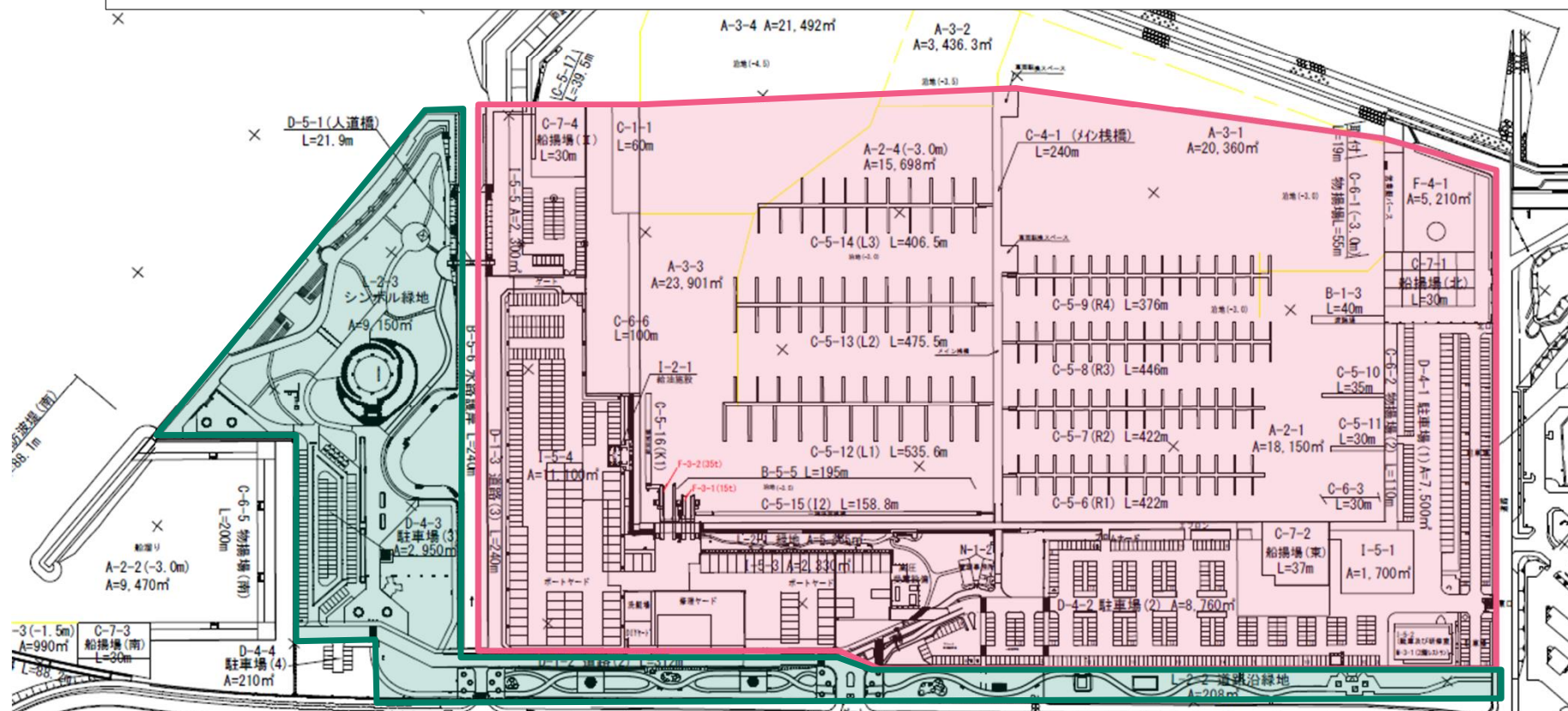
特別会計対象区域

管理棟、浮棧橋、陸置場、物揚場、斜路、クレーン、駐車場など

一般会計対象区域

緑地・緑地駐車場等

※埋立て、港の造成、防波堤、波除堤等は県の予算で整備



説明会でいただいたご意見への対応

● 単純に使用料をただ上げるのではなく、ほかに収入確保策を考えるべきではないか？

→次のような収入確保策を実施します。

- ✓ **陸置場の配置見直し**により、陸置船舶数を増加させる
- ✓ **駐車場・クレーン・船台使用料等**は更に大幅な改定を実施
- ✓ **イベントの積極的な開催**で、土地使用料・駐車場使用料の増加を図る

※「コンベンションセンター側駐車場の陸置場への転換」については、駐車場減少により船舶オーナーでも駐車できなくなる可能性があること、柵や繫船環の設置等に要する費用との比較検討を行う必要があることから、将来的な課題として引き続き可能性を検討します。

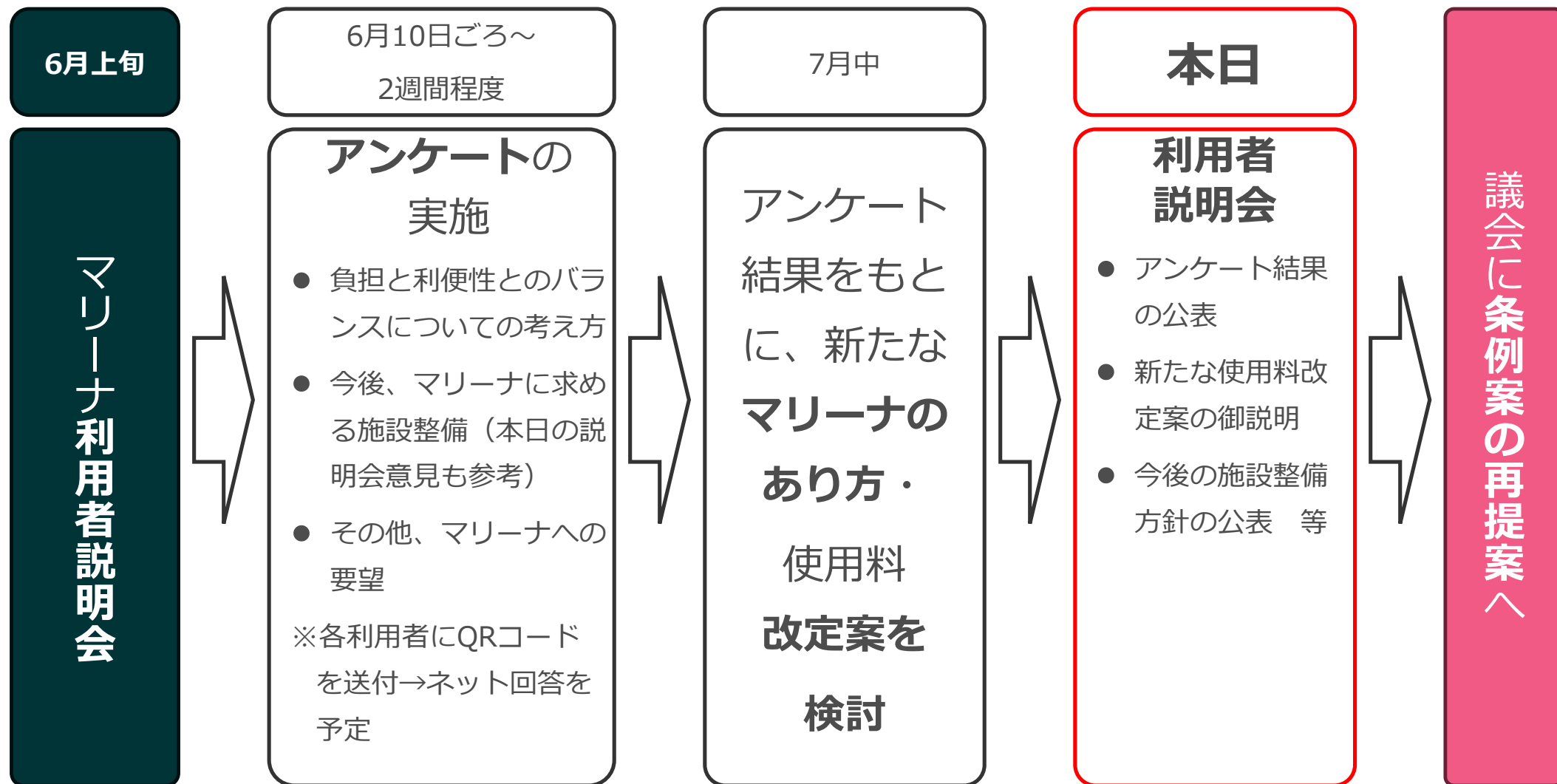
※「緑地への商業施設設置」については、港湾計画の変更、PPP/PFI制度の活用等について解決すべき課題があります。これまでも検討をしてきていますので、引き続き実現に向けて検討を進めます。

※その他「ネーミングライツ制度の導入」など、新たな収入確保策については引き続き検討していきます。

● 滞納者から厳しく取り立てるべきではないか？

→昨年度の徴収率は**99.8%**で、滞納は1件です。

スケジュール（6月説明会でご説明）



新たな使用料改定案について①

船舶の陸置・海上係留使用料

前回（2月議会）の案：現行の **約1.8倍**

 アンケート結果等を受けて **約1.6倍** に見直し

 加えて、沖縄県在住の方はそこから約 **20%減額** を実施
(年間使用に限る)


減額後 **約1.3倍** に見直し

※令和8年4月改定実施予定

具体的な年間使用料

区分	前回（2月）案	今回見直し案	県内在住者
陸置・5～6 m	308,700円	285,600円	228,500円
陸置・9～10 m	535,500円	478,800円	383,000円
海上係留・7～8 m	527,100円	459,900円	367,900円
海上係留・12～13 m	863,100円	743,400円	594,800円
海上係留・15～16 m	1,064,700円	913,500円	731,000円
ディングー・3～5 m	70,000円	59,000円	47,200円
水上オートバイ	168,800円	153,300円	122,600円

※県内在住者とは、個人で住民票が県内の方及び法人で本店所在地が県内の方

新たな使用料改定案について②

その他の使用料

- クレーン・船台・艇庫・会議室等使用料は、**現行の190～200%へ**
- 海上係留向けに**船台置場使用料**を新設
- 駐車場使用料は、時間制を導入
現行1日300円から**最大24時間600円へ**
イベント時には、**最大1日1,000円を適用可能に**
- シャワーは**160円→300円へ**

新たな使用料改定案について③

カタマランについて

- 現行の1艇当たりから、**1区画当たりへ変更**（カタマランは2区画）
- 特例として、改定後1年間は2区画分ではなく1.5区画分とする

新たな使用料改定案について④

給水・給電・給油施設使用料について

- 前回改定案の**附帯施設使用料**（10%）**は実施せず**、都度徴収を実施
- **給油施設使用料**（9円/リットル）**は廃止**
- **給水・給電施設使用料の減額**見直しを実施

区分	現行	改定案
給水30分当たり	160円	150円（△10円）
給電30分当たり	200円	150円（△50円）

- 常時給電希望の船舶に対し、**1か月当たり使用料**（14,300円）を**新設**
- 将来的に、給水・給電施設使用料は**完全従量制へ移行を目指す**

今後のマリーナのあり方について

- アンケート結果を踏まえ、当面の間、施設の積極的なグレードアップは行わず、

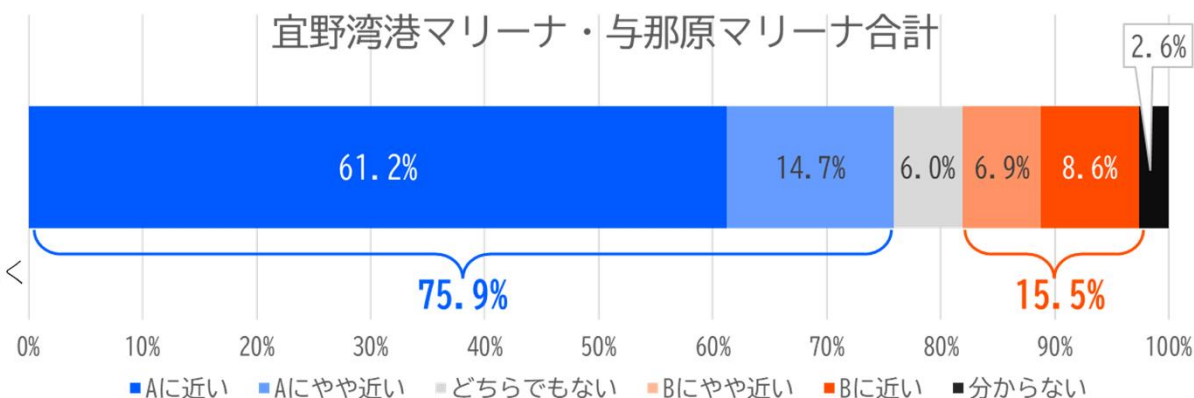
維持管理・修繕を中心にマリーナを運営します。

当面の実施予定

- ✓ パワーポストの更新、浮棧橋の修繕
 - ✓ その他、今後の台風等による被災箇所の迅速な修繕
 - ✓ 放置艇の撤去、環境美化の推進
- 今後も収支の改善に努め、収支状況を見ながら使用料の定期的な見直し（3～5年ごと）を行っていきます。

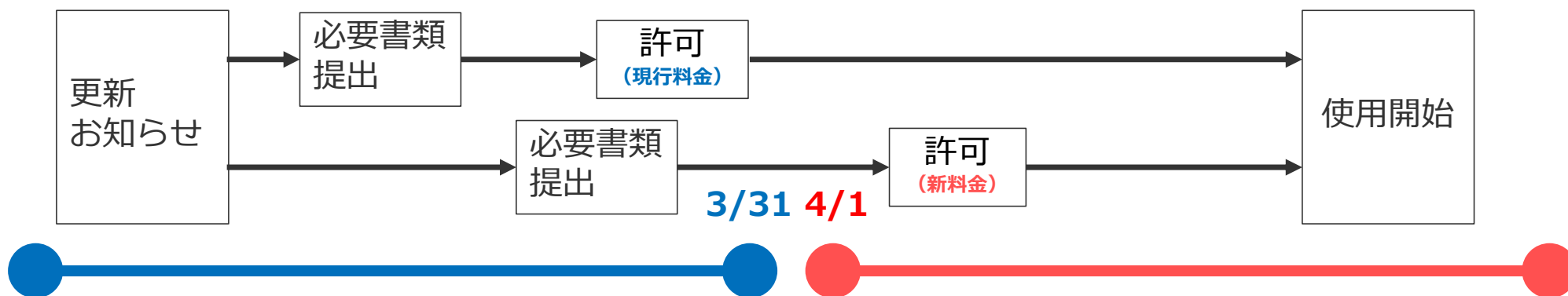


- A：見直しを最低限の上昇に押さえた上で、マリーナ施設を最低限度で維持していく
- B：使用料水準を更に上昇させる代わりに、マリーナに新たな施設を作ったりして利便性を向上させていく



許可日と使用料の関係

- 使用料は、「**使用許可の日**」で決定
- 例：令和8年5月15日から1年の使用の場合
 - ◆ 令和8年**3月31日**に使用許可 → **現行の使用料**
 - ◆ 令和8年**4月 1日**に使用許可 → **新しい使用料**
- 更新は前々月に指定管理者からお知らせ
- 特に**5月更新**の方は、早めの更新手続きをお願いします。



これまでの説明会でいただいたさまざまなご意見や、

アンケート結果を踏まえることで

このたび、新たな改定案をお示しできました。

みなさまのご協力に心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

これからも、利用者みなさまのご意見をいただきつつ

より良いマリーナへ向け努力してまいります。

マリーナ使用料改定表①

宜野湾港マリーナ使用料表				現行	改定案	前回案
浮棧橋、物揚場 及び陸置場	1日につき	陸置	5m未満	702	1,130	1,200
			5-6m	849	1,360	1,470
			6-7m	997	1,590	1,740
			7-8m	1,144	1,820	2,010
			8-9m	1,292	2,050	2,280
			9-10m	1,439	2,280	2,550
			以降1m	147	230	270
		海上係留	5m未満	856	1,380	1,550
			5-6m	1,024	1,650	1,870
			6-7m	1,191	1,920	2,190
			7-8m	1,359	2,190	2,510
			8-9m	1,528	2,460	2,830
			9-10m	1,695	2,730	3,150
			以降1m	168	270	320
	1月につき	陸置	5m未満	14,054	22,600	24,000
			5-6m	17,001	27,200	29,400
			6-7m	19,946	31,800	34,800
			7-8m	22,894	36,400	40,200
			8-9m	25,840	41,000	45,600
			9-10m	28,786	45,600	51,000
			以降1m	2,946	4,600	5,400
		海上係留	5m未満	17,132	27,600	31,000
			5-6m	20,488	33,000	37,400
			6-7m	23,846	38,400	43,800
			7-8m	27,203	43,800	50,200
			8-9m	30,560	49,200	56,600
			9-10m	33,918	54,600	63,000
			以降1m	3,358	5,400	6,400

※改定後の使用料は、沖縄県議会で沖縄県港湾管理条例の改正が可決されることを前提としています。

マリーナ使用料改定表②

宜野湾港マリーナ使用料表					現行	改定案	前回案
浮桟橋、物揚場 及び陸置場	1年につき	陸置	5m未満	県内	146,651	189,800	252,000
			5-6m		177,397	228,500	308,700
			6-7m		208,143	267,100	365,400
			7-8m		238,889	305,800	422,100
			8-9m		269,635	344,400	478,800
			9-10m		300,382	383,000	535,500
			以降1m		30,746	38,600	56,700
			5m未満	県外	146,651	237,300	252,000
			5-6m		177,397	285,600	308,700
			6-7m		208,143	333,900	365,400
			7-8m		238,889	382,200	422,100
			8-9m		269,635	430,500	478,800
			9-10m		300,382	478,800	535,500
			以降1m		30,746	48,300	56,700
		海上係留	5m未満	県内	178,761	231,800	325,500
			5-6m		213,794	277,200	392,700
			6-7m		248,829	322,600	459,900
			7-8m		283,864	367,900	527,100
			8-9m		318,897	413,300	594,300
			9-10m		353,932	458,600	661,500
			以降1m		35,035	45,400	67,200
			5m未満	県外	178,761	289,800	325,500
			5-6m		213,794	346,500	392,700
			6-7m		248,829	403,200	459,900
			7-8m		283,864	459,900	527,100
			8-9m		318,897	516,600	594,300
			9-10m		353,932	573,300	661,500
			以降1m		35,035	56,700	67,200

※改定後の使用料は、沖縄県議会で沖縄県港湾管理条例の改正が可決されることを前提としています。

マリーナ使用料改定表③

宜野湾港マリーナ使用料表				現行	改定案	前回案
ディンギー	1日につき	3m未満		275	420	500
		3-5m		385	590	700
		5m以上		550	840	1,000
	1月につき	3m未満		2,750	4,200	5,000
		3-5m		3,850	5,900	7,000
		5m以上		5,500	8,400	10,000
	1年につき	3m未満	県内	27,500	33,600	50,000
		3-5m		38,500	47,200	70,000
		5m以上		55,000	67,200	100,000
		3m未満	県外	27,500	42,000	50,000
		3-5m		38,500	59,000	70,000
		5m以上		55,000	84,000	100,000
水上オートバイ	1日につき			440	730	800
	1月につき			9,120	14,600	16,000
	1年につき		県内	95,210	122,600	168,000
			県外	95,210	153,300	168,000

宜野湾港マリーナ使用料表		現行	改定案	前回案
上下架施設	5m未満	1,850	3,520	3,300
	5-6m	1,950	3,740	3,520
	6-7m	2,050	3,960	3,740
	7-8m	2,150	4,180	3,960
	8-9m	2,260	4,400	4,180
	9-10m	2,410	4,730	4,400
	10-11m	2,560	5,060	4,620
	11-12m	2,710	5,390	4,840
	12-13m	3,330	6,600	5,940
	13-14m	3,940	7,810	7,040
	14-15m	4,550	9,020	8,140
	15-16m	5,360	10,670	9,570
	16-17m	6,180	12,320	11,000
	17-18m	6,990	13,970	12,430
	以降1m	1,010	2,090	1,760

※改定後の使用料は、沖縄県議会で沖縄県港湾管理条例の改正が可決されることを前提としています。

マリーナ使用料改定表④

宜野湾港マリーナ使用料表			現行	改定案	前回案
船台使用料	ポート用	小型	890	1,760	1,650
		中型	1,570	3,080	2,860
		大型	1,980	3,960	3,630
		特大型	-	4,950	
	ヨット用	中型	2,530	4,950	4,620
		大型	3,390	6,710	6,160
食堂及び物品販売施設使用料			※	※	※
艇庫使用料	1艇1月		12,650	25,300	22,550
会議室使用料	1時間		330	660	605
駐車場使用料	1台1日	二輪車	100	100	100
		普通自動車	300	※※	500
	占有 1 日につき		-	1,000	
船台置場	1日につき		-	1,130	
	1月につき		-	22,600	
	1年につき		-	237,300	
船具ロッカー	1日につき		220	440	385
	1月につき		2,200	4,400	3,850
更衣ロッカー及びシャワー	1回につき		160	300	300
給水施設使用料	1基30分		160	150	
給電施設使用料	1基30分		200	150	
	1基1か月につき		-	14,300	
給油施設使用料	1リットル		9	-	

※沖縄県行政財産使用料条例第2条に定める基準により、その都度知事が定める。

※※ 1 時間当たり300円、1 日当たり1,000円以内で知事が規則で定める額

※改定後の使用料は、沖縄県議会で沖縄県港湾管理条例の改正が可決されることを前提としています。